

## 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」への意見書

日本ファミリーホーム協議会会長

ト蔵康行

第4回検討会資料5「改正児童福祉法第三条の三の解釈に基づく社会的養護（狭義）の将来像（案）を踏まえて、あらためて下記の通り意見を申し上げます。

## ①現状の分析

10月21日に開催された第4回検討会におけるヒアリング資料で提出したように、個人開設型のファミリーホームを中心に、養育指針に示される家庭養護のファミリーホームが多数を占めている。一方で、ファミリーホームの中には、住込み職員として養育者を配置する施設的な運営を行うファミリーホームも散見され、里親ファミリーホームが原型となって制度化されたファミリーホームの多様化が指摘されている。

ファミリーホームの多様化の要因としては、以下の事が考えられる。

## 1) 施行規則や実施要綱の解釈に幅がある

例「養育者の家庭を構成する一員として」（施行規則）

「養育者が生活の本拠を置く」（実施要項）という解釈に幅がある

## 2) 運用に自治体間での差があること

例 里親登録の義務化の有無、委託人数・経験などに条件を付加  
開設にあたっての形式的なチェック

## 3) 施設が小規模化の中でファミリーホームを持つことが条件となり、施設的運営が持ち込まれたこと。

また、社会的養護の将来像では、大幅なファミリーホーム開設促進が期待されているが、里親からの開設は、今後、大幅に増加することは期待できない。その要因としては、以下の事が考えられる。

## 1) 要件を満たす里親からの開設が一巡したこと

ファミリーホームを志向する里親の開拓が必要だが、そのためには、成功体験の積み重ねと時間が必要

## 2) 都市部でのファミリーホームに適した住居確保の困難さ

## 3) 施設と同様の事務処理を求められる（監査等）とともに、個人事業主としての税務労働等の事務も発生することによる負担感

## 4) 自治体によっては、防火基準等建築関係での条件が厳しい

## 5) たいへんそうなので踏み切れない

## ②今後のファミリーホーム開設の方向性

ファミリーホームは、「家庭環境と同様の養育環境」での養育を担うものとし、家庭養護としてのファミリーホームの要件を養育指針に則り次のように定義する。今後、新た

に開設されるファミリーホームは、個人型、法人型を問わずこの要件を満たすことを必要とする。

- 1) 養育者が固定され、安定した人間関係による愛着形成の場となること。交代勤務ではない。
- 2) 養育者は、24時間365日ファミリーホームに住み、子どもと生活と時間を共有し家族として共に暮らすこと。ファミリーホームは、養育者の家庭である。
- 3) 日々の生活が日課や規則などに管理された生活ではなく、家族として柔軟で相互コミュニケーションに富む暮らしを地域の中で送ること。
- 3) 法人型の場合、養育者は夫婦型で人事異動がないこと。ファミリーホームが本体施設から離れ、地域の中に存在し、独立して運営されていること。
- 4) 養育者は、里親登録すること。

### ③ファミリーホームへの委託のあり方について

ファミリーホームは多人数養育であるが故、子どもの相互関係が重要となる。あまりに課題の大きな子どもの委託は、既にホームで生活している子どもの安定を損なう恐れがある。家庭養護への委託のあり方を再検討し、各種別ごとの役割と機能を見直すよう求める。(将来像(案)の6及び7に関連)

また、児童相談所の中には、ファミリーホームの定員の中に一時保護枠を確保しようとする傾向が見られる。子どもの頻繁な出入りは、家庭として好ましいことではない。一時保護のあり方についても検討願いたい。

極端な例であるが、正式な委託は3人で残りを一時保護に利用されているホームがある。この半年で、17人の一時保護委託があった。委託されている子どもの安定をそこなうだけでなく、家庭養護そのものの崩壊を招く恐れがある。

### ④ファミリーホームの定員について

ファミリーホームの定員については、家庭養護を担う家庭として6人は多すぎるのではないかという意見がある。1つには、課題の大きい子どもの増加が背景にあると考えられる。

### ⑤1,000か所の設置目標について

施設によるファミリーホームの開設促進を前提とした1,000か所という数値目標は見直す必要がある。今後ファミリーホームを増やしていくためには、里親がファミリーホームを、家庭養護として、定員を下げたり、監査基準の見直しなど、開設しやすい基準にすべきとの意見もある。施設の小規模化は、今後、小規模グループホームや地域小規模児童養護施設を中心として進め、ファミリーホームについては、職員の独立開設型ファミリーホームや既存のファミリーホームを支援先として持つことを優先とすべきであ

る。法人として設置する場合には上記②の条件に適った形でのファミリーホームとすべきである。

⑥将来像（案） 5. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホーム について

現在、ファミリーホームの養育者の平均年齢は60歳近くであり、必然的に夫婦で専従となっているホームが多々あるほか、「専業」の解釈にも幅があり「職業」として区分することは現実的ではない。

一方、「心身の問題があり医療的ケアが必要な子どもにも家庭と同様の養育環境が当たるべき」については、子どもの最善の利益の観点からも推進すべきことである。

現状でも、多くのファミリーホームが障害などを持つ子どもを受入れ、他の子どもと共に生活しており、障がいの有無に関わらず、家庭の中で子どもたちが共に暮らし、成長し合えることがファミリーホームの大きな利点である。

ファミリーホームの養育者に専門的な研修が必要であることは、いうまでもないが、家庭養護の観点から、こうした子ども達に対応する具体的な支援体制などの早期の構築が必要と考える。